平成２３年（フ）第１０７９号
東京都三鷹市中原４丁目16番24号中原ハイツ202
債務者　淺沼　直也
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９７号
東京都立川市錦町６丁目28番15号至誠特別養護老人ホーム
債務者　畠山　光雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４１３号
群馬県前橋市荒口町408番地２
破産者　株式会社誠興建設
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
群馬県前橋市西片貝町５丁目21番地の20
破産者　両毛測量株式会社
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
群馬県前橋市城東町５丁目656番地15
破産者　千木良弘明
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
群馬県前橋市二之宮町1186番地４
破産者　佐藤　文昭
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
千葉県袖ケ浦市高谷621番地１
破産者　カクサン企画有限会社
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３２３０号
愛知県半田市柊町４丁目207番地の６、商業登記簿上の本店所在地愛知県半田市星崎町２丁目202番地の１
破産者　有限会社ミルキーコーク
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９０号
愛知県春日井市中野町２丁目20番地の12
破産者　有限会社エコグリーン
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３１号
宮城県多賀城市山王字山王四区80番地
破産者　株式会社高静設備工業
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
最後の住所　宮城県石巻市羽黒町２丁目５番７号
破産者　亡沼田清一相続財産
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
秋田市八橋南１丁目４番11号
破産者　有限会社滝田木工所
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６号
山形県尾花沢市大字鶴子560番地
破産者　有限会社伊藤組
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
山形市飯田３丁目３番７―202号　シーダランド七番館・飯田、前住所山形市青田南１番11―504号　市営アパートＡ
破産者　鈴木佐和子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４８号
名古屋市中村区名駅３丁目４番６号
破産者　情通テクノロジー有限会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８４６号
大阪府豊中市緑丘４丁目35番13号
破産者　有限会社ドマーニ
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８４号
大阪府八尾市老原８丁目89番地
破産者　西山興業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４９５号
大阪市東成区大今里南１丁目16番８号
破産者　三葉金属工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０４号
大阪府門真市桑才新町９番６号
破産者　有限会社永井塗装工業所
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８３号
大阪府守口市南寺方東通１丁目12番７号
破産者　有限会社郡家内装店
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１８号
大阪市中央区博労町３丁目２番８号　岩田東急ビル６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区小松４丁目15番28号
破産者　株式会社スターアライアンスフードシステム
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部